

国民投票法附則に規定された検討課題について (いわゆる「3つの宿題」)

1 18歳選挙権実現等のための法整備

〔参照条文〕日本国憲法の改正手続に関する法律

(投票権)

第3条 日本国民で年齢満18年以上の者は、国民投票の投票権を有する。

(法制上の措置)

附則第3条 国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法(明治29年法律第89号)その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 前項の法制上の措置が講ぜられ、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間、第3条、第22条第1項、第35条及び第36条第1項の規定の適用については、これらの規定中「満18年以上」とあるのは、「満20年以上」とする。

- ・ 投票権者の年齢要件は、本則では「満18歳以上」とした(3条)。
- ・ これに伴い、本法施行までの間に、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、公職選挙法、民法その他の関連法令について、検討を加え、必要な法制上の措置(法改正)を講ずる必要がある(附則3条1項)。
- ・ ただし、必要な法制上の措置(法改正)を本法施行までの間に講じた場合であっても、その施行・適用が本法施行後となることはありうる。そこで、改正公職選挙法等が施行され、18歳選挙権等が実現するまでの経過期間においては、本法の投票権年齢も20歳以上とする経過措置を設けている(附則3条2項)。

2 公務員の政治的行為に係る法整備

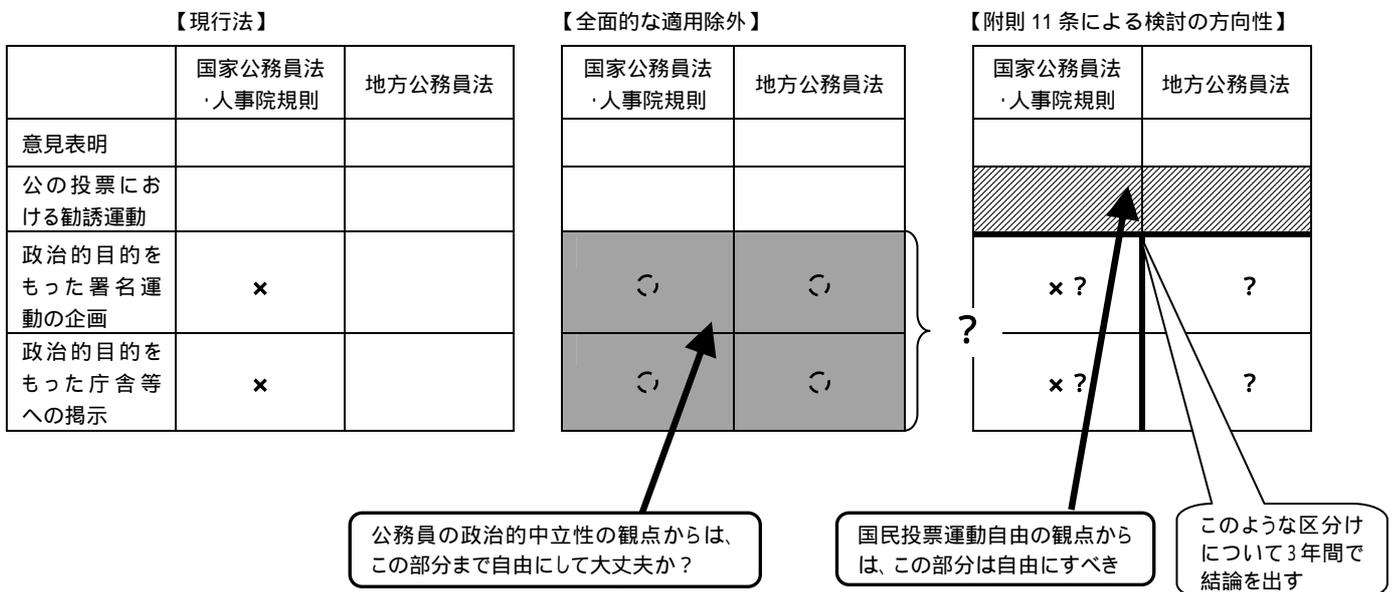
〔参照条文〕日本国憲法の改正手続に関する法律

（公務員の政治的行為の制限に関する検討）

附則第 11 条 国は、この法律が施行されるまでの間に、公務員が国民投票に際して行う憲法改正に関する賛否の勧誘その他意見の表明が制限されることとならないよう、公務員の政治的行為の制限について定める国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

〔イメージ図〕

【凡例】
 : 規定なし
 : 自由
 : 禁止（違反すると懲戒処分）
 x : 禁止（違反すると刑罰）



3 国民投票の対象拡大についての検討

〔参照条文〕日本国憲法の改正手続に関する法律

(憲法改正問題についての国民投票制度に関する検討)

附則第 12 条 国は、この規定の施行後速やかに、憲法改正を要する問題及び憲法改正の対象となり得る問題についての国民投票制度に関し、その意義及び必要性の有無について、日本国憲法の採用する間接民主制との整合性の確保その他の観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

- ・ 本法では、いわゆる「一般的国民投票制度」を直ちに導入することはしていない。
- ・ ただし、対象を個別の憲法問題に限定した諮問的・予備的国民投票制度（「憲法予備的国民投票制度」）に関しては、今後、その意義及び必要性の有無について検討を加えるべき重要事項として、附則に明記している（附則 12 条）

【参考】日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（民主党修正案）

（趣旨）

第 1 条 この法律は、日本国憲法第 96 条に定める日本国憲法の改正（以下「憲法改正」という。）についての国民の承認に係る投票（以下「憲法改正国民投票」という。）に関する手続及び国政における重要な問題のうち憲法改正の対象となり得る問題、統治機構に関する問題、生命倫理に関する問題その他の国民投票の対象とするにふさわしい問題として別に法律で定める問題に係る案件（以下「国政問題に係る案件」という。）についての国民の賛否の投票（以下「国政問題国民投票」という。）に関し定めるとともに、あわせて憲法改正の発議及び国政問題に係る案件の発議に係る手続の整備を行うものとする。

図1 18歳選挙権等のための法整備

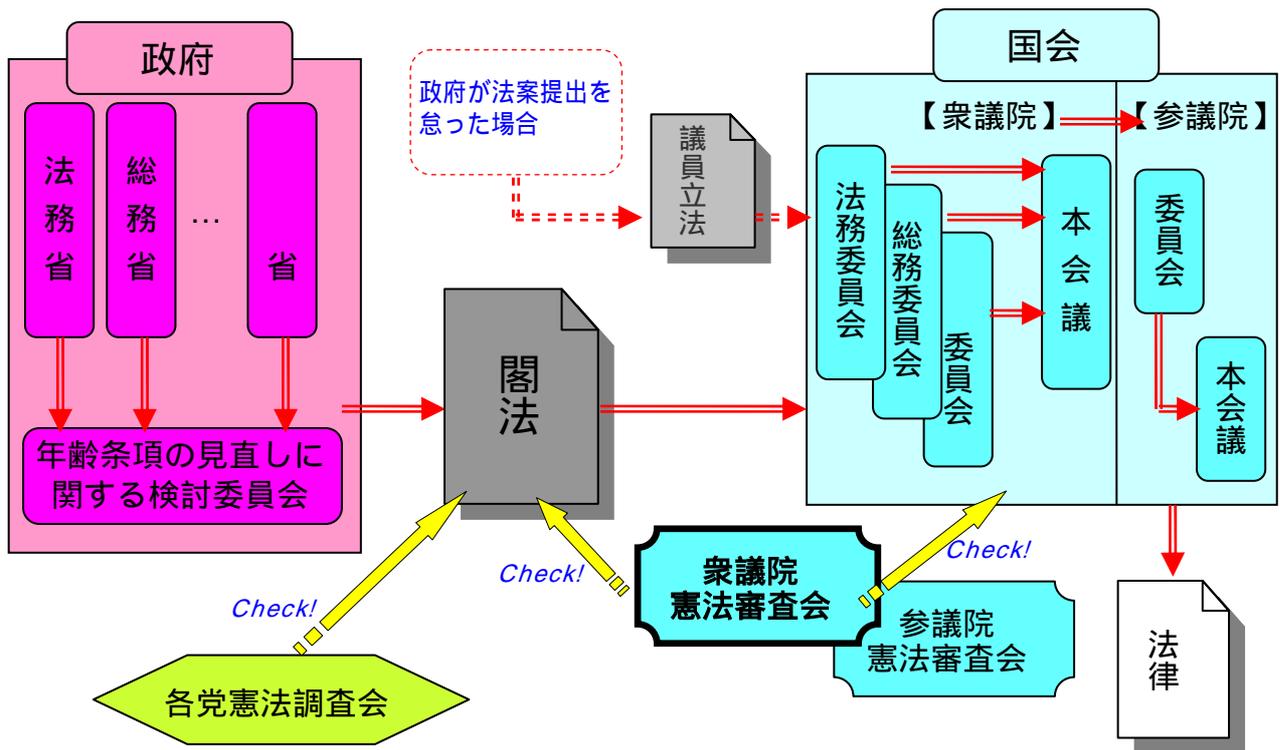


図2 公務員の政治的行為に係る法整備

